

農地耕作条件改善事業の概要

(令和7年度版)

1. 事業概要

① 農地集積促進支援	P 2
② 高収益作物転換支援	P 3
③ スマート農業導入支援	P 4
④ 病虫害対策支援	P 4
⑤ 水田貯留機能向上支援	P 5
⑥ 土地利用調整支援	P 5

2. 機構集積推進費	P 6
------------	-------	-----

3. 各支援メニューの詳細

① 共通メニュー（定額）	P 7
② 共通メニュー（定率）	P 9
③ 高収益作物転換支援メニュー	P 11
④ スマート農業導入支援メニュー	P 13
⑤ 病虫害対策支援メニュー	P 13
⑥ 土地利用調整支援メニュー	P 13

4. 事業申請の流れ	P 14
------------	-------	------

農村振興局整備部農地資源課
経営体育成基盤整備推進室

1. 事業概要

農地耕作条件改善事業では、意欲ある農業者の皆さんが農業を継続できる環境を整えるため、区画整理や暗渠排水、用排水路、農作業道の整備などの地域のニーズに沿ったきめ細かな基盤整備や、稲作から野菜・果樹等の高収益作物への転換、地域特産物等の病害虫対策、水田の貯留機能向上のための畦畔整備等及びスマート農業といった先進的な営農体系の導入を支援します。

事業実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等

共通の実施要件

※1 生産緑地等の例外有 ※2 病害虫対策又は水田貯留機能向上支援のみを実施する事業では不要

- ・ 農振農用地のうち地域計画を策定した区域※1であること。
- ・ ハード事業費が200万円以上であること。
- ・ 事業の受益者数が、農業者2者以上であること。
- ・ 農地中間管理事業との連携概要※2、農地耕作条件改善計画を作成すること。

① 農地集積促進支援

畦畔除去や暗渠排水が手軽に迅速にできて、経営規模を拡大できました。



支援の例



畦畔除去



用水路更新



客土

実施要件

- ・ 地域内農地集積促進計画を作成すること。

共通メニュー※

※ 他の支援メニューでも活用可。メニューの詳細はP7以降に記載しています。

- ・ 担い手への農地集積に向けた共通メニューの活用が可能。

定額支援メニュー

ハード事業

- ・ 区画拡大
- ・ 湧水処理
- ・ 客土
- ・ 更新整備（用排水路、農作業道、畦畔、排水口等）
- ・ 暗渠排水
- ・ 除礫
- ・ 末端畑地かんがい施設

ソフト事業

- ・ 条件改善推進費

定率支援メニュー

ハード事業

- ・ 区画整理
- ・ 農作業道等
- ・ 農用地の保全
- ・ 農地造成
- ・ 土層改良（共同利用機器導入を含む）
- ・ 農業用排水施設
- ・ 暗渠排水
- ・ 営農環境整備支援
- ・ 管理省力化支援

※共同利用機器導入は、国費が投入された基盤整備地区を対象とします

ソフト事業

- ・ 条件改善促進支援
- ・ 機構集積推進費
- ・ 指導

※ 定額支援・・・10a当たり10.5万円等、対象の面積や延長に応じた金額での支援を受けられるメニューです。

※ 定率支援・・・事業費に対し、50%等の一定の割合の金額の支援を受けられるメニューです。

② 高収益作物転換支援

基盤整備と合わせて高収益作物の導入にチャレンジする地区を対象に、導入に向けた技術研修や、1年目の種子代・肥料代など、高収益作物導入に必要な経費を支援します。

野菜作りは初めてだったけど、技術研修やお試し栽培への支援があったので、チャレンジできました。



支援の例



技術研修



実証ほ場



収穫機械リース

実施要件

- 受益農地の1/4以上を、新たに高収益作物に転換すること。
- 高収益作物転換促進計画を作成すること。

支援メニュー

※ メニューの詳細はP7以降に記載しています。

- 高収益作物の転換に向けた共通メニューに加え以下のメニューの活用が可能。

ソフト事業

- 高収益作物への転換支援、幼木管理支援、新植・改植支援等（定額）
- 高収益作物導入促進費・推進費等（定額）

高収益作物導入促進費

ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じて促進費（国補助50%等）を交付します。

高収益作物転換率	交付率（対ハード事業費）
50%以上	12.5%
40%以上50%未満	10.0%
30%以上40%未満	7.5%

高収益作物導入推進費

事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、ハード事業費の12.5%を高収益作物導入推進費（全額国費）として交付します。

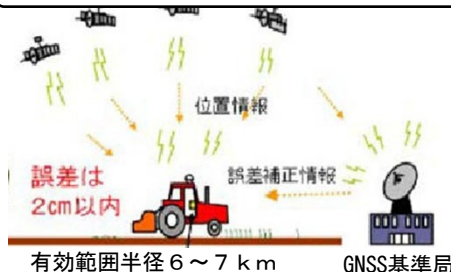
③ スマート農業導入支援

スマート農業に適した基盤整備が行われた農地を対象に、スマート農業の導入に向けたGNSS基準局の設置や自動操舵システムの導入等を支援します。

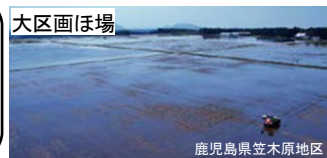
うちも基盤整備をやって、ほ場も大きくなったし、自動操舵やってみようかな



自動操舵システムイメージ



スマート農業に適した基盤整備が行われた農地の例



実施要件

- ・ 国費が投じられスマート農業に適した基盤が整備された又はされる予定の農地であること。
- ・ スマート農業導入推進計画を作成すること。
- ・ **先進的省力化技術導入支援を実施する場合は、生産方式革新実施計画の認定を受けていること。**

支援メニュー

※ メニューの詳細はP7以降に記載しています。

- ・ スマート農業の導入に向けた共通メニューに加え、以下のメニューの活用が可能。

ハード事業 ・ GNSS基準局整備等（定率）

ソフト事業 ・ 先進的省力化技術導入支援等（定率）

④ 病害虫対策支援

病害虫発生予察情報にて警報、注意報、特殊報が発表された地域を対象に、病害虫の発生予防・まん延防止に向けた、土層改良や排水対策等を支援します。

土層改良や排水対策を実施したら、病害虫の発生が少なくなりました。



支援の例



反転耕



土層改良



堆肥施用

実施要件

- ・ 植物防疫法に基づく発生予察情報において警報、注意報又は特殊報が発表された地域であること。
- ・ 病害虫対策計画を作成すること。

支援メニュー

※ メニューの詳細はP7以降に記載しています。

- ・ 病害虫の対策に向けた共通メニューに加え、以下のメニューが可能。

ハード事業 ・ 病害虫対策（反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水）（定額）

⑤ 水田貯留機能向上支援

「田んぼダム」の実施に向けた調査・調整経費や実施するために必要な畦畔の更新、排水口の整備等を支援します。

「田んぼダム」の取組をきっかけに、畦畔や排水口を整備できて、地域の浸水被害リスクの軽減にも貢献できました。



支援の例



畦畔更新



排水口整備



「田んぼダム」
実施の排水量

「田んぼダム」
未実施の排水量

「田んぼダム」の実施状況

実施要件

- 流域治水プロジェクトが策定・改定される水系、治水協定が締結される水系等に指定もしくは指定される見込みの地域であること。
- 水田貯留機能向上計画を作成していること。

支援メニュー

※ メニューの詳細はP7以降に記載しています。

- 「田んぼダム」実施に向けた畦畔の更新、排水柵の設置、地元調整・調整経費、堰板購入等の共通メニューの実施が可能

⑥ 土地利用調整支援

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援します。

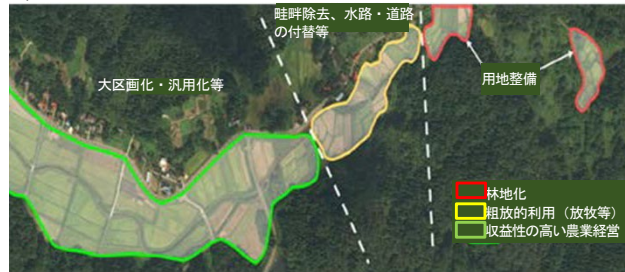
地域で話し合い、粗放的な利用をする農地としっかり耕作する農地を分けて整備したことで、無理なく農地を保全できるようになりました。



支援の例



交換分合



長期的な土地利用のためのゾーニング

実施要件

- 地域計画等策定区域及び当該区域と一体的に農地として利用されている周辺区域であること。
- 土地利用調整計画を作成していること。

支援メニュー

※ メニューの詳細はP7以降に記載しています。

- 土地利用の調整に向けた共通のメニューに加え以下のメニューの活用が可能。

ハード事業 ・粗放的農地利用整備（用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等）（定率）

2. 機構集積推進費

機構集積推進費は、定率助成のハード整備メニューを実施する際に、追加の要件を満たすことにより、事業実施に係る農業者の皆さんの費用負担を軽減します。

事業対象農地のイメージ



支援内容

定率助成のハード整備メニューについて、以下の推進費（全額国費）を交付します。

目標年度における
担い手の農地集積率

100%

↓
交付率
(対ハード事業費)

12.5%

事業実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等

実施要件

1	地域計画区域内で新たに整備する農地面積が、5ha未満であるとともに、同区域内で過去に国費投入された担い手への集積農地面積の1/3以下となること。
2	以下の①～③の期間の合計が15年以上の農地 ①機構が借り入れている農地の農地中間管理権の期間 ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地の期間 ③機構が農地を所有している期間
3	事業完了後3年以内に、事業対象農用地の全てが担い手に集積されること。
4	本推進費と経営転換協力金を重複して交付を受けないこと。※
5	未整備農地及び地域計画内の過去に国費投入された農地について、本事業による整備及び過去の基盤整備等により収益性が20%以上向上すること。

※機構集積協力金交付事業のうち経営転換協力金とは、経営部門を1つ以上廃止したい、リタイアして農地を貸したい等の理由で農地中間管理機構に農地を貸し付ける場合に交付される補助金です。

3. 各支援メニューの詳細

① 共通メニュー（定額）

事業種類	種別	事業内容と助成額	活用のイメージ
1. 区画拡大		農用地の区画拡大	
ア 水路変更なし	ハード	<p>畦畔除去、水路変更、均平作業等による区画拡大を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の高低差が10cmを超える場合で表土扱いを行う場合： 25万円/10a【30万円/10a】 (18万円/10a【21.5万円/10a】) ・ほ場の高低差が10cm以下の場合で表土扱いを行う場合： 23.5万円/10a【28万円/10a】 (17万円/10a【20万円/10a】) ・ほ場の高低差が10cm以下の場合で表土扱いを行わない場合： 6万円/10a【7万円/10a】 (5万円/10a【6万円/10a】) ・畦畔除去のみの場合： 3.5万円/100m【4万円/100m】 (3.5万円/100m【4万円/100m】) ・緩傾斜化を行う場合： 10.5万円/10a【12.5万円/10a】 (7万円/10a【8万円/10a】) 	 畦畔除去  畦畔除去  区画拡大
イ 水路変更あり	ハード	<p>水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業、勾配修正等による区画拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の高低差が10cmを超える場合で表土扱いを行う場合： 42万円/10a【50万円/10a】 (29.5万円/10a【35万円/10a】) ・ほ場の高低差が10cm以下の場合で表土扱いを行う場合： 40万円/10a【48万円/10a】 (28.5万円/10a【34万円/10a】) ・ほ場の高低差が10cm以下の場合で表土扱いを行わない場合： 22.5万円/10a【27万円/10a】 (16.5万円/10a【19.5万円/10a】) 	 区画拡大  区画拡大
2. 暗渠排水	ハード	<p>吸水渠（本暗渠管）の間隔が10m以下の暗渠排水の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ施工を用い、表土扱いを行う場合： 19万円/10a【22.5万円/10a】 (13.5万円/10a【16万円/10a】) ・バックホウ施工を用い、表土扱いを行わない場合： 17万円/10a【20万円/10a】 (12万円/10a【14万円/10a】) ・トレンチャ施工を用い、表土扱いを行わない場合： 12万円/10a【14万円/10a】 (8.5万円/10a【10万円/10a】) ・掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合： 10.5万円/10a【12.5万円/10a】 (7.5万円/10a【9万円/10a】) 	 暗渠排水  暗渠排水  暗渠排水
3. 湧水処理	ハード	<p>湧水処理のための暗渠管等の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表土扱いを行う場合： 20.5万円/100m【24.5万円/100m】 (14万円/100m【16.5万円/100m】) ・表土扱いを行わない場合： 18.5万円/100m【22万円/100m】 (12.5万円/100m【15万円/100m】) 	 湧水処理

※ 【】は担い手に集約した農地の場合の助成額です。○は施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。なお、集約とは、同一の担い手の経営等農用地が畦畔等で接続され、1ha以上の団地になっているものをいいます。

事業種類	種別	事業内容と助成額	活用のイメージ
4. 末端畑地かんがい施設	ハード	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更 ・ 樹園地の場合： 29万円/10a【34.5万円/10a】 (20.5万円/10a【24.5万円/10a】) ・ 樹園地以外の畑地の場合： 18.5万円/10a【22万円/10a】 (13万円/10a【15.5万円/10a】) ・ ほ場外からの接続管： 6.5万円/10m【7.5万円/10m】 (4.5万円/10m【5万円/10m】) ・ 給水栓設置のみ： 2万円/箇所【2万円/箇所】 (1.5万円/箇所【1.5万円/箇所】)	 畑地かんがい
5. 客土	ハード	耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土 26万円/10a【31万円/10a】 (17.5万円/10a【21万円/10a】)	 客土
6. 徐礫	ハード	30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、 深度30cm以上の徐礫 23.5万円/10a【28万円/10a】 (16万円/10a【19万円/10a】)	 徐礫
7. 更新整備	ハード	更新する必要がある用水路等の整備 ・ 用水路の場合： 土水路からW300H300以上のコンクリート用水路への更新 12.5万円/10m【15万円/10m】 (8.5万円/10m【10万円/10m】) ・ 排水路の場合： 土水路からW500H500以上のコンクリート排水路への更新 22万円/10m【26万円/10m】 (16万円/10m【19万円/10m】) ・ 農作業道の場合： 未舗装道から幅4m以上の舗装道への更新 11.5万円/10m【13.5万円/10m】 (8万円/10m【 9.5万円/10m】) ・ 畦畔の場合： 畦畔の更新 14.5万円/100m【17万円/100m】 (9.5万円/100m【11万円/100m】) ・ 排水口の場合： 排水口への柵の据付 4万円/箇所【4.5万円/箇所】 (3万円/箇所【3.5万円/箇所】)	 用水路  排水路  農作業道  畦畔整備  畦畔整備
8. 畑作転換工	ハード	農用地の周囲における排水溝の新設や、水田土壌から小麦・大豆の作付けに適した酸度に調整 ・ 額縁排水溝の場合： 1.5万円/100m【1.5万円/100m】 (1万円/100m【1万円/100m】) ・ 酸度矯正の場合： 0.5万円/10a【0.5万円/10a】 (0.5万円/10a【0.5万円/10a】)	 額縁排水溝  酸度矯正
9. 条件改善推進費	ソフト	・ 権利関係（水利権等）、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整（「田んぼダム」に係る下流住民との実証を含む） ・ ハード事業の実施に当たって必要となる実施計画の策定及びそれに必要な調査、測量、設計、関連計画の策定 ・ 勉強会の実施や専門技術者の育成、農業機械リース等、先進的省力化技術（直播栽培、ICT活用技術等）の導入に必要な支援 ・ 交換分合 （助成額）単年度当たり300万円迄	 直播栽培導入  デジタルマップ作製

※ 【】は担い手に集約した農地の場合の助成額です。○は施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。
 なお、集約とは、同一の担い手の経営等農用地が畦畔等で接続され、1ha以上の団地になっているものをいいます。

※ ソフト事業を活用するためには、ハード事業と一体的に実施する必要があります。

② 共通メニュー（定率）

事業種類	種別	事業内容と助成額	活用のイメージ
1. 農業用排水施設	ハード	農業用排水（営農用水を含む。）施設の新設、廃止又は変更	 排水路
2. 暗渠排水	ハード	暗渠の新設又は変更	 暗渠排水
3. 土層改良	ハード	客土、混層耕、徐礫、心土破碎及び土壌改良、排水改良、石礫除去・破碎、均平の用に供する共同利用機器の導入 ※ 共同利用機器は、国費が投入された基盤整備の実施された地区の範囲において利用可能で、その基盤整備の内容と密接に関連する用途のものに限ります。また、導入に当たっては、共同利用機器導入計画の作成が必要となります。 ※ 土層改良にバイオ炭を使用することが可能。	 改良剤散布  共同利用機器導入
4. 区画整理	ハード	農用地の区画形質の変更	 区画整理
5. 農作業道等	ハード	農作業道・進入路等の新設、変更	 農作業道
6. 農地造成	ハード	農用地の造成	 農地造成
7. 農用地の保全	ハード	定率支援ハードメニュー1～6以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業	 土留工

事業種類	種別	事業内容と助成額	活用のイメージ
8. 営農環境整備支援	ハード	<p>営農環境の整備に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 用地整備 区画整理工事による換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって、農業近代化施設、公用・公共用施設の用地の整備 イ 営農飲雑用水施設 家畜の飼養、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの ウ 耕作放棄地解消のための簡易な整備 障害物の除去、徐礫、深耕、整地、侵入防止柵の設置 等 エ 安全施設整備 農業用排水施設（用排水路、ため池、頭首工、機場、及びこれらの付帯する施設）の安全施設として、フェンス、ふた、スクリーン等の整備 オ 農作物被害防止施設 農業生産における被害を軽減するために必要な侵入防止柵、防霜施設、防風施設 等 	 <p>鳥獣防止柵</p>  <p>耕作放棄地解消</p>  <p>鳥獣防止柵</p>
9. 管理省力化支援	ハード	<p>水管理の省力化、維持管理の省力化に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 水管理労力省力化 水管理の省力化に必要な、ICT、遠方監視カメラ、自動給水栓除塵機、集中管理施設等 イ 維持管理労力省力化 維持管理労力の省力化に必要な法面保護、法面小段、法面階段、雑草対策（カバープランツ、種子吹付、防草シート、畦力バー、コンクリート畦畔、張りブロック等）、除草の用に供する共同利用機器の導入 	 <p>自動給水栓</p>  <p>共同利用機器導入 (除草アタッチメント)</p>
10. 条件改善促進支援	ソフト	<p>条件改善を促進するための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 指導 土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するために都道府県等が行う普及・指導活動 イ 地形図作成 事業計画の策定に必要な地形図の作成 ウ 農用地等集団化 換地計画書作成、換地処分登記、交換分合等農用地の集団化に必要な事業 エ 高付加価値農業施設移転等事業 事業区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転に関する事業 	 <p>土地利用調整</p>
11. 指導	ソフト	<p>事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等</p>	 <p>事業指導</p>

※ ソフト事業を活用するためには、ハード事業と一体的に実施する必要があります。

③ 高収益作物転換支援メニュー

事業種類	種別	事業内容と助成額	活用のイメージ
1. 高収益作物転換推進費	ソフト	<p>○農作物の需給動向や消費者ニーズの把握、効果的な輪作体系の検討等の高収益作物転換プランの作成に必要な支援</p> <p>○現場での講習・研修会の開催や加工品の試作、試験販売、販売戦略の検討等の営農定着の促進に必要な支援</p> <p>(助成額)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益農地の1/4以上を高収益作物に転換する場合： 単年度当たり300万円迄 受益農地の1/3以上を高収益作物に転換する場合： 単年度当たり400万円迄 受益農地の1/2以上を高収益作物に転換する場合： 単年度当たり500万円迄 	 <p>技術研修</p>  <p>産地の合意形成</p>
2. 新植・改植等支援			
ア 新植・改植支援			
果樹の新植・改植	ソフト	<p>○慣行樹形等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うんしゅうみかん等のかんきつ類： 21 (23) 万円/10a ・りんごのわい化栽培： 32 (33) 万円/10a ・ぶどう（加工用）の垣根栽培： 32 (33) 万円/10a ・その他の主要果樹： 15 (17) 万円/10a <p>※ 主要果樹：かんきつ類、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、いちじく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のいずれも該当しない場合： 2分の1以内 <p>○省力樹形</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）： 71 (73) 万円/10a ・高密植低樹高（新わい化）栽培（りんご）： 52 (53) 万円/10a ・根域制限栽培（うんしゅうみかん等のかんきつ類）： 108 (111) 万円/10a ・根域制限栽培（ぶどう、なし、もも）： 99 (100) 万円/10a ・ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等）： 32 (33) 万円/10a ・朝日ロンバス方式（りんご）： 32 (33) 万円/10a ・V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも、おうとう、かき等）： 71 (73) 万円/10a ・上記のいずれも該当しない場合： 2分の1以内 	 <p>りんごの超高密植栽培</p>  <p>なしのジョイント栽培</p>  <p>みかんの根域制限栽培</p>  <p>ぶどうの根域制限栽培</p>
茶の新植・改植	ソフト	12 (15.2) 万円/10a	
イ 幼木管理支援	ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹に係るもの： 22万円/10a ・茶に係るもの： 14.1万円/10a 	 <p>りんごの苗木管理</p>
ウ 経営継続発展支援	ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・大苗の育成支援： 20万円/10a ・代替農地での営農支援： 28万円/10a ・省力技術研修支援： 3万円/10a 	 <p>かんきつの大苗育成</p>  <p>代替農地での営農</p>




※ ソフト事業を活用するためには、ハード事業と一体的に実施する必要があります。

※ 2のアの単価は新植支援単価（括弧書きは改植支援単価）です。



事業種類	種別	事業内容と助成額	活用のイメージ
3. 園芸作物モデル産地形成支援	ソフト	産地の合意形成、生産体制の整備、試験栽培の実施、加工適正試験、GAP・トレーサビリティシステムの導入及び販路の拡大の取組を支援 (助成額) 単年度当たり300万円迄	 <p>代替農地での営農</p>
4. 高収益作物導入支援(定率)	ソフト	高収益作物を導入するための支援 ・実証展示ほ場の設置・運営 ・高収益作物の導入及び定着推進 ・農業機械・施設のリース ・農地の良好な生産環境の維持及び条件整備 ・高付加価値農業施設の設置及び関連整備の導入に関する支援	 <p>実証ほ場</p>  <p>収穫機械リース</p>  <p>高付加価値農業施設</p>  <p>スピードスプレーヤー</p>  <p>高所作業台車</p>  <p>収穫機</p>  <p>畝立同時施肥機</p>
5. 高収益作物導入促進費	ソフト	ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じ、促進費を交付	(P3 参照)
6. 高収益作物導入推進費	ソフト	事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、推進費を交付	(P3 参照)

※ ソフト事業を活用するためには、ハード事業と一体的に実施する必要があります。


④ スマート農業導入支援メニュー

事業種類	種別	事業内容と助成額	活用のイメージ
1. RTK-GNSS 基準局整備 (定率)	ハード	RTK-GNSS基準局等の新設・更新	 RTK-GNSS基準局
2. 先進的省力化 技術導入支援 (定率)	ソフト	RTK-GNSS基準局等と一体的な自動操舵システム等の 先進的省力化技術の導入	 トラクタへのシステム導入  自動操舵
3. 調査・調整、 実施計画策定 支援 (定率)	ソフト	1を実施するための権利調整、調査設計、事務手続等の支援	—

⑤ 病害虫対策支援メニュー

事業種類	種別	事業内容と助成額	活用のイメージ
1. 反転耕	ハード	反転耕 (バックホウ) 50 cm以上： 28万円/10a (20.5万円/10a)	 反転耕  堆肥施用
2. 混層耕	ハード	混層耕 (トラクタ、プラウ) 耕起深60 cm以上： 2万円/10a (1.5万円/10a)	
3. 堆肥施用	ハード	堆肥施用 (トラクタ、スプレッダ) 2万円/10a (1.5万円/10a)	
4. 明渠排水	ハード	明渠排水 (バックホウ)： 1.5万円/100m (1万円/100m)	

⑥ 土地利用調整支援メニュー

事業種類	種別	事業内容と助成額	活用のイメージ
1. 粗放的農地 利用整備 (定率)	ハード	用地整備、作業道等の設置、土地改良施設の撤去等	 粗放的な農地利用

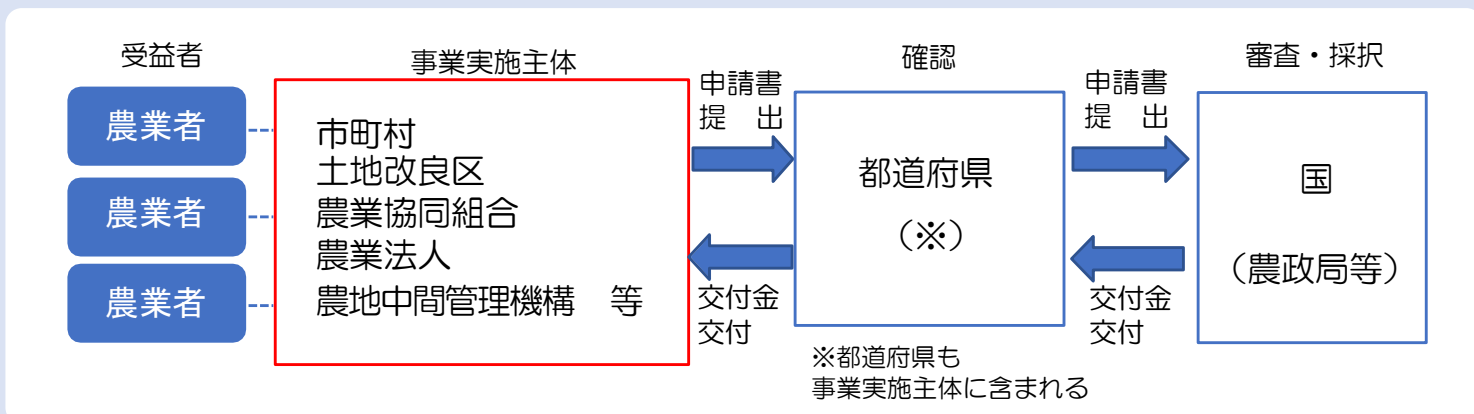
※ ソフト事業を活用するためには、ハード事業と一体的に実施する必要があります。

※ () は施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。

4. 事業申請の流れ

農地耕作条件改善事業では、以下の流れで支援を行っています。
詳しい申請手続きは、下記の連絡先へお問い合わせください。

○ 支援の流れ



お問い合わせ先

北海道庁農政部農村振興局農地整備課	011-204-5419
東北農政局農村振興部農地整備課 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	022-221-6291
関東農政局農村振興部農地整備課 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)	048-740-0048
北陸農政局農村振興部農地整備課 (新潟県、富山県、石川県、福井県)	076-232-4725
東海農政局農村振興部農地整備課 (岐阜県、愛知県、三重県)	052-223-4638
近畿農政局農村振興部農地整備課 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	075-414-9541
中国四国農政局農村振興部農地整備課 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	086-224-9423
九州農政局農村振興部農地整備課 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	096-300-6502
沖縄総合事務局農村振興課	098-866-1652
(事業全般について) 農林水産省農村振興局整備部農地資源課 経営体育成基盤整備推進室	03-6744-2208